

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第65号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年2月9日 07時00分ごろ	
発生場所	静岡県宇久須港	
事故等調査の経過	平成21年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第七勝栄丸 <sup>かつえい</sup> 、453トン 136380、株式会社水嶋海事工業 B 作業船 第七勝栄丸 <sup>かつえい</sup> 、5トン未満（長さ6.30m） 271-31156、株式会社水嶋海事工業	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	B 船体外板き裂、舵頭材曲損、主機関冠水	
事故等の経過	A船は宇久須港に荷役作業のため入港し、着岸のため、搭載していたB船を降下して係留ロープを渡し、一方、B船は、係留ロープを船体中央部のボラードに係止して約8ノットの速力で岸壁に向かって航行中、平成21年2月9日07時00分ごろ、A船の係留ロープ巻取りドラムの回転が、ロープの乱巻きにより停止し、係留ロープの送り出しが止まったためB船が左舷側に横引されて転覆した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 2、風向 北北東	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が岸壁に着岸する際、B船により係留ロープを岸壁へえい航中、A船の係留ロープをドラムに巻き付ける際、係留ロープが乱巻きされていたため、ロープが引っ掛かり係留ロープの送り出しが停止した可能性があると考えられる。 B船の速力が約8ノットであったことが、本事故発生に関与した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が岸壁に着岸する際、搭載していたB船を使用して係留ロープを岸壁へ送り出し中、A船の巻取りドラムの係留ロープが乱巻きになっていて送り出しが停止したため、B船が横引き状態となって転覆したことにより発生したものと考えられる。	
備考	事故後、ドラムに係留ロープを巻き取る際、乱巻きしないように適切に巻き取るようにした。 ロープえい航時は低速にて行うようにした。	